

四條畷市要介護認定等調査業務委託に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護認定等に係る調査（以下「訪問調査」という。）を介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の2第1項第2号の規定に基づき四條畷市（以下「本市」という。）が指定市町村事務受託法人へ委託する場合及び第28条第5項の規定に基づき本市が指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人保健施設、介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）に委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結)

第2条 四條畷市長（以下「市長」という。）は訪問調査に係る業務を委託しようとする場合は、指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等と要介護認定等調査業務委託に係る契約を締結するものとする。

(調査員)

第3条 市長から訪問調査に係る業務の委託を受けた、指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等（以下「受託事業者等」という。）は、法第24条の2第2項又は第28条第6項に規定する者（以下「調査員」という。）で次条に規定する届出を行ったものに訪問調査を行わせるものとする。

(調査員の届出)

第4条 受託事業者等は、訪問調査に従事する調査員について四條畷市要介護認定等訪問調査員登録申請書（様式第1号）に調査員の資格等を有する証明書の写しを添えて、市長に届け出るものとする。

2 前項の届出の内容に変更があったときは、受託事業者等は速やかに四條畷市要介護認定等訪問調査員登録変更申請書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

(調査員証の交付)

第5条 市長は、前条の規定による届出があった調査員について調査員登録を行い、四條畷市要介護認定等調査員証（様式第3号。以下「調査員証」という。）を交付する。

2 前項にかかわらず、本市以外に事業所等を有する受託事業者等には調査員証を交付しないものとする。

(調査員証の有効期限及び返還)

第6条 調査員証の有効期限は、第2条に規定する委託契約の満了日とする。

2 受託事業者等は、調査員証の有効期限が満了したとき又は当該事業所に所属する調査員が退職等によりその身分を失ったときは、調査員証を市長に返還しなければならない。

(調査員の研修)

第7条 調査員は、自己研鑽等により国が定める「認定調査員テキスト」の習

得に努めなければならない。

(訪問調査の実施)

第8条 市長は、訪問調査を依頼するときは、四條畷市介護保険要介護認定等訪問調査依頼書(様式第4号。以下「調査依頼書」という。)により受託事業者等に対し調査対象者、連絡先等を通知するものとする。

2 受託事業者等は、当該調査対象者に対し訪問調査を実施し、調査依頼書に記載された提出期限までに所定の様式により介護保険要介護認定調査票を作成し市長に提出しなければならない。ただし、調査対象者に起因するやむを得ない事由により提出期限までに提出できない場合は、この限りではない。

3 受託事業者等は、訪問調査実施状況を月ごとにとりまとめ、翌月10日までに四條畷市要介護認定等調査実施状況報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(委託料の支払い)

第9条 市長は、次に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を調査の委託料として受託事業者等に支払うものとする。

(1) 法第24条の2第1項第2号に規定する調査を指定市町村事務受託法人が行う場合 別に締結する契約書記載額

(2) 法施行規則第40条第4項第1号に規定する指定居宅介護支援事業者が認定調査を行う場合 1件につき4,000円

(3) 法施行規則第40条第4項第2号に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同項第3号に規定する介護保険施設が当該施設の入所者の訪問調査を行う場合 1件につき3,500円

2 前項の規定にかかわらず、市長は、遠隔地の訪問調査に係る委託において前項の委託料により難いと認める場合は、委託料の額を変更できるものとする。

(個人情報取扱い)

第10条 受託事業者等は、訪問調査を実施するにあたり、個人情報の取扱いについて次に掲げる各号を遵守しなければならない。

(1) 受託事業者等は、訪問調査を実施するにあたり、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないように行うものとする。

(2) 受託事業者等は、調査員が、正当な理由なく、業務上知り得た調査対象者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(3) 受託事業者等は、調査員が、在職中及び退職後においても、前2号の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。なお、第2条に規定する契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。